

議案第215号

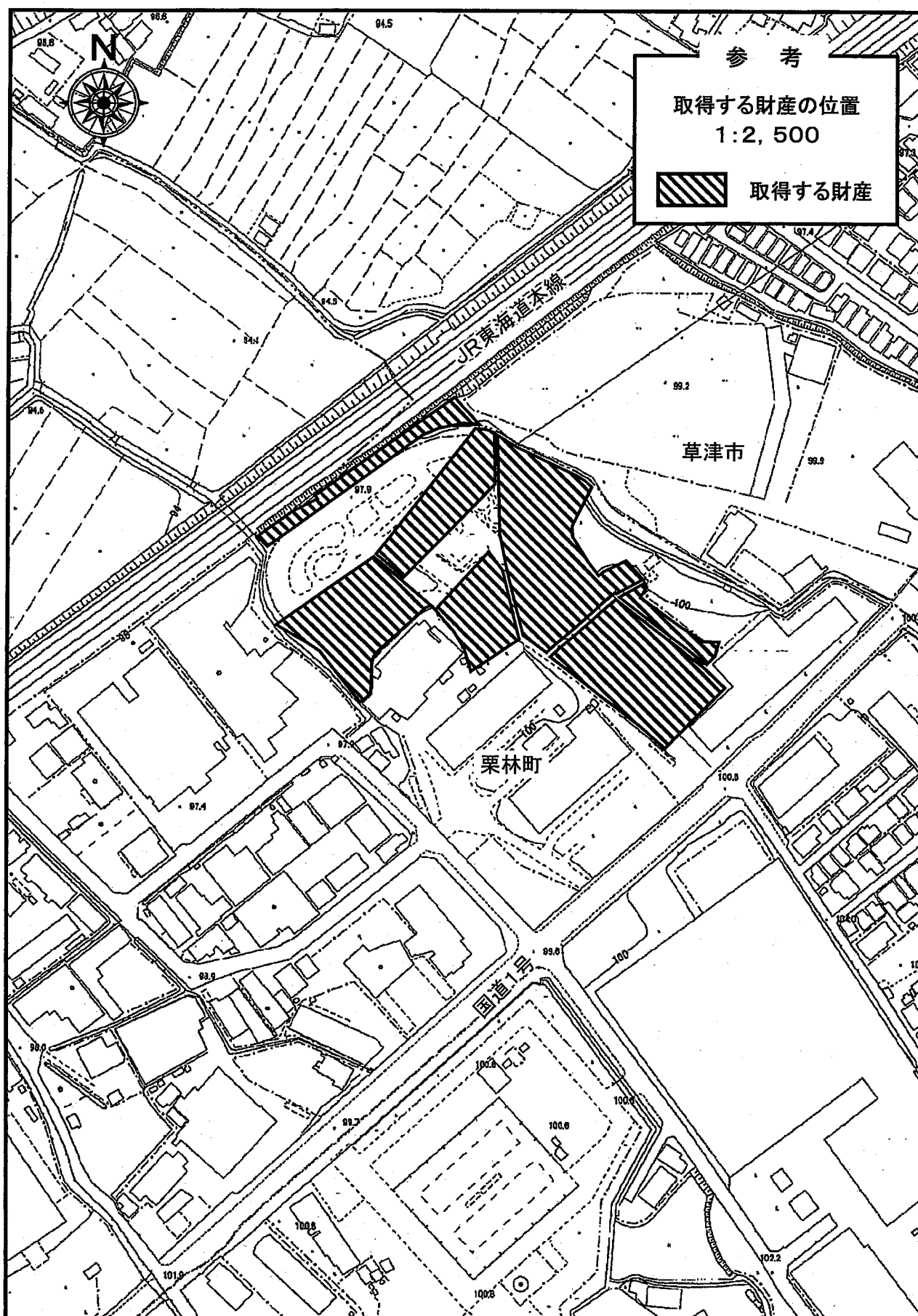
財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年11月28日提出

大津市長 越 直 美

- 1 取得する目的 東部学校給食共同調理場移転新築事業用地
- 2 取得する財産 土地
所 在 大津市栗林町字葉先30番ほか7筆
面 積 12,298.74平方メートル
- 3 取得する価格 621,086,370円
- 4 取得する相手方 守山市木浜町2294番地
公益財団法人滋賀県交通安全協会



議案第 216 号

負担付寄附の受納について

次の負担付寄附の受納について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第9号の規定により、議会の議決を求める。

平成28年11月28日提出

大 津 市 長 越 直 美

1 寄附者

██████████

2 寄附の対象

(1) 土地

所在 [REDACTED]
地番 [REDACTED]
地目 宅地
地積 545.85平方メートル

(2) 建物

ア 所在 [REDACTED]
家屋番号 [REDACTED]
構造 軽量鉄骨造鉄板葺 2 階建
床面積 1 階 78.08 平方メートル、2 階 40.90 平方メートル

イ 所在 [REDACTED]
家屋番号 [REDACTED]
構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 28.52平方メートル

3 寄附の条件

寄附者は、高齢かつ独居で、他に住居を有していないため、当分の間、寄附物件に居住することを条件とする。

(参考)

平成7年3月13日付けで上記寄附者からなされた寄附の申出について、本市は同月28日付けで受納書を交付し、これを原因として寄附の対象となる土地及び建物の所有権移転登記がなされているが、本市がその明渡しを猶予し、寄附者が、平成19年3月6日に死亡するまでの間、継続して当該建物に居住していたことから、当該建物への居住が本市の負担と評価されるおそれがあるため、議会の議決を求めるもの

議案第 217 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 11 月 28 日提出

大 津 市 長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市立木戸老人福祉センター、大津市立北老人福祉センター、大津市立中老人福祉センター、大津市立南老人福祉センター及び大津市立東老人福祉センター
- 2 指 定 管 理 者 大津市浜大津四丁目 1 番 1 号
 社会福祉法人大津市社会福祉事業団
- 3 指 定 期 間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

議案第 218 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 11 月 28 日提出

大 津 市 長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市立木戸デイサービスセンター、大津市立唐崎デイサービスセンター、大津市立晴嵐デイサービスセンター及び大津市立三大寺デイサービスセンター
- 2 指 定 管 理 者 大津市浜大津四丁目 1 番 1 号
 社会福祉法人大津市社会福祉事業団
- 3 指 定 期 間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

議案第 219 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 11 月 28 日提出

大 津 市 長 越 直 美

- | | | |
|---|-----------|---------------------------------------|
| 1 | 公の施設の名称 | 大津市木戸コミュニティセンター |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 大津市浜大津四丁目 1 番 1 号
社会福祉法人大津市社会福祉事業団 |
| 3 | 指 定 期 間 | 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで |

議案第220号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年11月28日提出

大 津 市 長 越 直 美

- | | | |
|---|-----------|-----------------------------------|
| 1 | 公の施設の名称 | 大津市ふれあいプラザ |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 大津市浜大津四丁目1番1号
社会福祉法人大津市社会福祉事業団 |
| 3 | 指 定 期 間 | 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで |

議案第 2 2 1 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 8 年 1 1 月 2 8 日提出

大 津 市 長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市立葛川森林キャンプ村
- 2 指 定 管 理 者 大津市瀬田神領町 4 0 番地の 1
 滋賀南部森林組合
- 3 指 定 期 間 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

議案第 2 2 2 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 8 年 1 1 月 2 8 日提出

大 津 市 長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 比良とびあ
- 2 指 定 管 理 者 大津市におの浜三丁目 2 番 2 5 号
株式会社アヤハレークサイドホテル
- 3 指 定 期 間 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

議案第 2 2 3 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 8 年 1 1 月 2 8 日提出

大 津 市 長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 旧竹林院
- 2 指 定 管 理 者 大津市坂本六丁目 1 番 1 3 号
 坂本観光協会
 会長 上延 安正
- 3 指 定 期 間 平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

議案第 224 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 11 月 28 日提出

大 津 市 長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 公人屋敷（旧岡本邸）
- 2 指 定 管 理 者 大津市坂本六丁目 1 番 13 号
 坂本観光協会
 会長 上延 安正
- 3 指 定 期 間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

議案第225号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年11月28日提出

大津市長 越 直 美

- 1 公の施設の名称 大津市スポーツハウス・リバーヒル大石及び大石緑地スポーツ村（スポーツ村の一部を除く。）
- 2 指定管理者 ビバ・TSKグループ
構成団体 京都市下京区烏丸通仏光寺下る大政所町680番地1
株式会社ビバ
京都市下京区加茂川端正面上ル平岡町377番地の1
株式会社ティー・エス・ケー
- 3 指定期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで